



福岡医発第 3000 号 (地)

平成 27 年 2 月 5 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一 良

(公 印 省 略)

平成 27 年度国民健康保険及び後期高齢者医療診療報酬等の支払日について

今般、オンライン請求又は電子媒体による請求の届出を行った保険医療機関又は保険薬局（以下「医療機関等」という。）に対する診療報酬等の支払日は、請求省令に基づき、原則として請求月の翌月 20 日（20 日が土日・祝日の場合は翌日）となっており、平成 27 年度診療報酬等の支払日につきましては、別表の通りとなる旨、福岡県国民健康保険団体連合会より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

また、紙レセプト請求の医療機関等については、月末（月末が土日・祝日の場合は前日）の支払いとなりますのでご注意ください。

なお、診療報酬等の支払日について、別途各医療機関宛に 2 月中旬頃送付されますことを併せて申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険・後期高齢者医療担当理事 山下拓郎
会長 廣瀬真恵

福国保連第 158 号

平成 27 年 1 月 27 日

福岡県医師会

会長 松田 峻一良 様

福岡県国民健康保険団体連合会

理事長 井上 保廣



平成 27 年度診療報酬等の支払日について（お知らせ）

平素から本会の事業運営につきまして格別のご高配をいただき感謝申し上げます。

さて、オンライン請求又は電子媒体による請求の届出を行った保険医療機関又は保険薬局（以下「医療機関等」という。）に対する診療報酬等の支払日は、請求省令に基づき、原則として請求月の翌月 20 日（20 日が土日・祝日の場合は翌日）となっています。

平成 27 年度診療報酬等の支払日は、別表のようになります。

ただし、紙レセプト請求の医療機関等は、月末（月末が土日・祝日の場合は前日）の支払いとなりますのでご留意いただきますようお願いいたします。

なお、診療報酬等の支払日について、別途各医療機関等あて送付することとしておりますのでお知らせいたします。



(別表)

平成 27 年度診療報酬等の支払日

福岡県国民健康保険団体連合会

請求年月	支払日	
	電子レセプト請求 医療機関等	紙レセプト請求 医療機関等
平成 27 年	平成 27 年	平成 27 年
3 月請求分 (2 月診療分)	4 月 20 日 (月曜日)	4 月 30 日 (木曜日)
4 月請求分 (3 月診療分)	5 月 20 日 (水曜日)	5 月 29 日 (金曜日)
5 月請求分 (4 月診療分)	6 月 22 日 (月曜日)	6 月 30 日 (火曜日)
6 月請求分 (5 月診療分)	7 月 21 日 (火曜日)	7 月 31 日 (金曜日)
7 月請求分 (6 月診療分)	8 月 20 日 (木曜日)	8 月 31 日 (月曜日)
8 月請求分 (7 月診療分)	9 月 24 日 (木曜日)	9 月 30 日 (水曜日)
9 月請求分 (8 月診療分)	10 月 20 日 (火曜日)	10 月 30 日 (金曜日)
10 月請求分 (9 月診療分)	11 月 20 日 (金曜日)	11 月 30 日 (月曜日)
11 月請求分 (10 月診療分)	12 月 21 日 (月曜日)	12 月 28 日 (月曜日)
12 月請求分 (11 月診療分)	平成 28 年 1 月 20 日 (水曜日)	平成 28 年 1 月 29 日 (金曜日)
平成 28 年		
1 月請求分 (12 月診療分)	2 月 22 日 (月曜日)	2 月 29 日 (月曜日)
2 月請求分 (1 月診療分)	3 月 22 日 (火曜日)	3 月 31 日 (木曜日)

オンライン請求又は電子媒体による請求の届出を行った保険医療機関又は保険薬局（以下「医療機関等」という。）に対する診療報酬等の支払日については、請求省令に基づき、原則として請求月の翌月 20 日（20 日が土日・祝日の場合は翌日）となっています。

紙レセプト請求の医療機関等は、月末（月末が土日・祝日の場合はその前日）の支払いとなります。

(案)

福国保連第 号
平成 27 年 月 日

各保険医療機関

各保険薬局

御中

福岡県国民健康保険団体連合会
(公印省略)

平成 27 年度診療報酬等の支払日について (お知らせ)

平素から本会の事業運営につきまして格別のご高配をいただき感謝申し上げます。

さて、オンライン請求又は電子媒体による請求の届出を行った保険医療機関又は保険薬局（以下「医療機関等」という。）に対する診療報酬等の支払日は、請求省令に基づき、原則として請求月の翌月 20 日（土日・祝日の場合は翌日）となっています。

このことにより、平成 27 年度診療報酬等の支払日は下表のようになります。

なお、紙レセプト請求の医療機関等は、月末（末日が土日・祝日の場合はその前日）の支払いとなりますのでご留意いただきますようお願いいたします。

平成 27 年度診療報酬請求等の支払日

請求年月	支 払 日	
	電子レセプト請求 医療機関等	紙レセプト請求 医療機関等
平成 27 年	平成 27 年	平成 27 年
3 月請求分 (2 月診療分)	4 月 20 日 (月曜日)	4 月 30 日 (木曜日)
4 月請求分 (3 月診療分)	5 月 20 日 (水曜日)	5 月 29 日 (金曜日)
5 月請求分 (4 月診療分)	6 月 22 日 (月曜日)	6 月 30 日 (火曜日)
6 月請求分 (5 月診療分)	7 月 21 日 (火曜日)	7 月 31 日 (金曜日)
7 月請求分 (6 月診療分)	8 月 20 日 (木曜日)	8 月 31 日 (月曜日)
8 月請求分 (7 月診療分)	9 月 24 日 (木曜日)	9 月 30 日 (水曜日)
9 月請求分 (8 月診療分)	10 月 20 日 (火曜日)	10 月 30 日 (金曜日)
10 月請求分 (9 月診療分)	11 月 20 日 (金曜日)	11 月 30 日 (月曜日)
11 月請求分 (10 月診療分)	12 月 21 日 (月曜日)	12 月 28 日 (月曜日)
12 月請求分 (11 月診療分)	平成 28 年 1 月 20 日 (水曜日)	平成 28 年 1 月 29 日 (金曜日)
平成 28 年		
1 月請求分 (12 月診療分)	2 月 22 日 (月曜日)	2 月 29 日 (月曜日)
2 月請求分 (1 月診療分)	3 月 22 日 (火曜日)	3 月 31 日 (木曜日)